

お祭り

暑中お見舞い
申し上げます



法曹一元について

坂元 和夫

一、裁判官化石論

裁判官は、法律の解釈適用という仕事の性質と閉鎖的な職場環境のために、ともすれば、頭が固くなったり、世情に疎くなる傾向があると云われています。戦前のある司法大臣は、「裁判官は化石である」と喝破しました。

近時、これに加えて憂慮すべき二つの事情が加わっています。一つは、教育のあり方です。中、高校では、有名大学を目指して受験競争に凌ぎを削り、大学法学部へ入っても、授業には出ずに司法試験予備校に通って受験技術を磨き、若年者優遇の変則的な司法試験に合格して修習生となり、その中で、若くて成績のよい

提案が最高裁と法務省からなされています。

裁判官になる人の場合、修習の二年間は、比較的自由に開放的な雰囲気のもとに実務法曹の基礎的な素養を身につける唯一といってよい期間です。これを短縮することは、市民感覚からかけ離れた裁判官を生み出す原因になるとして弁護士会は反対しています。

二、行き過ぎた司法官僚制の弊害

裁判所も官庁としての組織運営（司法行政）を合理的に行うには、ピラミッド型の階層制的秩序を中核とする官僚制をとらざるをえません。一方、裁判という職務は、憲法上、職権の独立を保障された個々の裁判官によって行われることとされているので、上意下達を旨とする官僚制と相容れない面があります。

しかし、司法行政を裁判

官でない者（行政官）の手に委ねると、戦前のわが国がそうであったように、裁判所が全体として司法行政権を握る行政部門の影響下に置かれる危険があります。これでは司法権の独立は保持できません。

戦後、わが国は、司法権の行政権からの独立を重くみて、司法行政権を裁判官会議に属せました。ところが、裁判官会議の権限を所長や長官へ委譲するという現象が起り、今日では、最高裁を頂点とするヒエラルヒーが完成し、司法行政の面で確固とした官僚制が出来上がりました。

官僚制の運営は、人事権を根にして行われますが、昇給・昇格・転勤などの人事に対して、個々の裁判官には、一般の公務員に認められている不服申立権や労働条件を集団的に保障する組合を結成することが認められていません。その結果、個々の裁判官は人事支配に

服さざるをえず、覇気を失い、上に対して迎合的になり、対内的には職権の独立を失っていると評されるのも、あながち誇張ではないように思われます。

三、司法の閉塞状況の打開策

市民感覚からかけ離れた常識のない裁判官、司法官僚制のもとで独立を失っている裁判官、こうした裁判官が増えつつあることが今日の司法の最大の問題ですが、こうした閉塞状況を打開するにはどうしたらよいのでしょうか。

抜本策の一つは、陪審制または参審制の導入です。市民の参加を得ることに、市民の常識と新鮮な感覚を裁判の中に注入することが出来るほか、裁判所と一般社会の間の風通しがよくなり、官僚制の持つ閉鎖性が改善されます。

もう一つの方法が法曹一

元制です。司法の担い手は、裁判官、検察官及び弁護士ですが、総称して法曹と呼ばれています。わが国では、法曹資格を取得してすぐに裁判官に任官することができ、一〇年間の判事補をへて一人前の裁判官である判事になります。

このように、リクルートした新人をその職業経験のなかで完成させていく任用・養成システムをキャリアシステム（子飼制度）といいます。ドイツやフランスなどいわゆる大陸法の国々では、裁判官任用制度としてキャリアシステムが一般的です。これに対して、アメリカやイギリスでは、裁判官は、相当年数の実務経験を経た弁護士のなかから選ばれます。このシステムが法曹一元と呼ばれるものです。

わが国において、法曹一元を導入すべきだとする意見は、官としての閉鎖的な判事補一〇年の経験よりも、

民間における弁護士一〇年の経験の方が裁判官の資格要件としてベターであるとする考え方です。もちろん、弁護士であれば誰でもよいというわけではなく、法曹三者と国民代表からなる任用諮問委員会などを設けて選別する必要があることは言うまでもありません。

法曹一元制は、裁判官の任用・養成の新システムとして、現行キャリアシステムに取って代わります。一元裁判官は、完成された裁判官とみなされるので、報酬も、たとえば、国会議員並みとして昇給をなくし（勤続・年齢手当などで調整する）、転動を高裁管内に限定し、任期を一〇年として自動的な再任をやめることにします。

このようにして、キャリアシステムを基盤とする現在の行き過ぎた司法官僚制の弊害（裁判官に対する司法官僚の人事支配）を小さくすることができま

四、今、何故、法曹一元か

最近、司法試験合格者増の問題を切っ掛けとして、にわかに法曹一元論が盛んになってきました。かつて、臨同意見書において、法曹人口の不足を主な理由として法曹一元の導入が見送られたことがありましたが、今や、司法試験合格者数が倍増することになっており、三倍増も検討課題に挙げられています。法曹一元導入の基盤条件とされた法曹人口の飛躍的増加は、近い将来に実現することが確実になったわけです。つまり、法曹一元実現の好機が到来したと言ってよいでしょう。

また、合格者増に伴う修習生受入れ体制の限界を理由とする修習期間短縮も、法曹一元導入を前提とするならば、受け入れることが可能になると考えられます。今のままでは、二年間の修習でさえ、裁判官を養成するには十分といえませ

んし、かと言って、前述の裁判所でのOJTは、純粹培養に伴う弊害があります。しかし、法曹一元制のもとでは、修習制度は、直接には弁護士と検察官を養成するためのものになるので、この二つの志望選択と実務法曹としての基礎を固めるベーシックな教育でよいと考えられます。その場合、

弁護士や検察官としての技術教育は、資格取得後の研修やOJTで補えばよいのです。

規制緩和の大きな流れの中で、世論は、官治に対する民治や民間活力の官への注入の必要を強調し、官優位思考や官僚支配に対する反発を強めています。民間の常識を裁判に反映させ、行き過ぎた司法官僚制を是正するものとして、今、法曹一元の導入を提唱することとは、市民の共感を呼ぶことででしょう。

日弁連では、九八年秋に開催される第一七回司法シンポジウムのテーマに法曹一元を取り上げることになりました。「市民のための司法（その四） 法曹一元の実現を目指す司法改革の実践」というものです。今後一年有余の間、日弁連及び各単位会において、法曹一元の内容と実現への道筋が具体的に検討されることとなります。

また、本年一〇月には、修習期間の短縮問題をめぐって日弁連の臨時総会が開催され、これを受けて、法曹三者協議会が結論を出すことになっています。現行の二年が維持されるのか、短縮されるのか、あるいは、何らかの条件付きで短縮されるのか予断を許しません。私は、司法百年の大計を打ち立てることを目指し、法曹一元実現のための協議を条件として、修習期間の短縮を受け入れてはどうかという意見を持っています。が、皆様はどのようにお考えでしょうか。



臓器移植法のここが問題

尾 藤 廣 喜

■「二つの死」を認める■

六月一七日、超党派の議員による修正臓器移植法案が成立し、この一〇月一六日から施行されます。

この修正案の審議は、前日の委員会でもわずか四時間なされただけであり、拙速の批判をまぬがれないものでした。

この法律の内容は、脳死を一律に人の死とすることは避けましたが、臓器移植を行うときに限っては、脳死を死と考えるという不思議な内容になっています。

つまり、人間の「死」の判定について、あるときは心臓の停止をもって基準とし、あるときは脳死をもって基準とするという「二つの死」を認めているのです。

■神の領域に人間が入ってよいか■

人の死とは、最も厳粛なものであり、それゆえにこそ、本来神のみが決めることができるものです。

言いかえれば、自然のいとなみの中で人が生体としての機能が全くなくなったときにはじめて、死と判断すべきです。その意味では、心臓の停止という何人も争いようのない生体機能の終末を死と考えるという従来の考え方は、当然の考え方でした。

現に、厚生省の脳死研究班がまとめた脳死判定基準で脳死と判定された患者について、呼吸中枢を刺激する薬を投与したところ、自発呼吸した例も報告されて

います。

この神の領域に人間が立ち入り、しかも、目的の違いによって死の基準が違ってくるというような、ご都合主義的な扱いが法で認められることは、それだけでも納得できません。

■心配される病理現象■

しかも、今回の法律では、本人が臓器提供を書面（ドナーカード）で予め認めている場合で、家族が臓器提供を了解した場合にのみ、脳死としての判断が許され、臓器の摘出が認められることになりました。従って、実際には、臓器の摘出が行われるケースは、ごく少ないものと考えられます。

反面、それだからこそ、ドナーカードを持った患者が死に瀕したときには、何とか早く死を宣告したいと考えるのが人情でしょう。また、「良い」臓器を移植するためには、なるべく患

者の臓器に医学的な侵襲を避ける必要があります。しかし、そうすることは、患者の命を救うためにあらゆる努力を行わなければならないという医療の原点と相反することにもなりかねません。

しかも、この「脳死」かどうかの判定は、医師のみが行うことになりますが、この脳死判定の妥当性の客観的な点検が十分になされる保障もありません。

また、ドナーカードの登録者が少ないと、社会的弱者や経済的負担能力の少ない人が、高度な医療を受ける条件として、事実上、ドナー登録を強制されたりするなど差別医療が行われたりする危険はないかという懸念すらあります。

そのうえ、脳死の判定時期を意図的に遅らせることによって、場合によっては、遺産相続の結果を変更することもありうるのです。

■市民の監視は十分か■

臓器移植を求める切実な声は十分尊重しなければなりません。しかし、それゆえにこそ、臓器移植の効果も十分吟味することなく、「二つの死」を認めてしまった今回の法律は、大きな問題点を投げかけることになりました。

かつて、ナチスは、「生存の価値なき生命の撲滅」を「安楽死」に名を借りて行ない、その結果、多くのユダヤ人や障害者の大量虐殺という悲劇を生みだしました。その背景には、「生命」という絶対不可侵の価値（神のみが決定できること）を人間が比較考量の対象にした考え方があります。

人間を移植に必要な「ものの」としてのみ取り扱うようなことが決まっていよう、また、医療が閉鎖的な、歪んだものになることのないよう、市民の十分な監視が必要でしょう。



ゴミから地球を守る

山崎 浩一

ごみ焼却の是非■

京都では、燃えるゴミは全て焼却するという方式をとってきました。何故ならゴミを焼却することには、衛生的であり、ゴミ量を減らすことができるという利点があるからです。

昔は、焼却によるガスは限り無く大気中に拡散し、清浄化されると思っていましたが、実は地球を傷つけていて、私達の生存も脅かしていることがわかるようになりました。

ダイオキシンの恐怖■

焼却施設から排出される有毒物質には、ダイオキシンなどの猛毒が含まれています。これはベトナム戦争で枯葉材として使用された

物質で、サリンの数倍の毒性をもち、代謝機能破壊による死亡、妊娠異常、ガンを引き起すといわれています。日本でも、既に大気中にダイオキシンがかなり存在し、母乳にも含まれているといわれています。WHOの調査によると、日本の乳児の場合、北欧の二〇倍以上の摂取量になっているとのことです。

ごみを減らす■

現在の技術では、ゴミ焼却場から排出されるダイオキシンを完全には取り去ることはできません。

そこで、できるだけ燃やすごみの量を減らすことを考えなければなりません。そのためには、まず製品中

のゴミの量を減らし、容器類はそのまま再利用し、または原料に戻して再製品化することが必要です。

このうち、日本で行われているのは、主に空き缶、空き瓶、トレーなどの容器類のリサイクルだけです。リサイクルのための工夫も特にされていないため、充分なリサイクルができていません。

製造・流通する製品をそのままにしていたのでは問題の本質的解決にはなりません。過剰包装が未だに目につきますし、リサイクルに何の配慮もしていない商品も多々あります。消費者は必要な品物だけではなく不要なごみも一緒に買わされているわけです。

新しいシステム■

ごみ減量のためには、消費者の努力に期待するだけではなく、製造・流通段階でごみの発生を減らし、再利用化を誘導・強制する新

しいシステムが必要です。

外国の中には、ペットボトルや空き缶の使用を禁止している国や、ペットボトル等を使用する場合には、瓶などのリターナブル容器の場合とは異なり、特別の税金を課するという方法で使用を制限するという国もあります。また、製造または販売者にその販売した商品の回収義務を課する国もあります。

京都でも先進的に空き缶デポジット制の導入を検討した時期がありました。残念ながら経済界の反対で見送られましたが、様々な制度の長短を比較して京都にあう制度を積極的に導入すべきではないでしょうか。

リサイクルの精神を制度に■

京都市では、空き缶と空き瓶を一つの袋に入れて収集しています。収集された空き缶は横大路学園（心身障害者授産施設）で分別されるのですが、混合された

空き瓶を分別する必要があり、しかも空き瓶が割れて危険なため作業能率が極端に悪化したとのこと。このうえ、ペットボトルも混合収集したらどうなるのでしょうか。市民の協力を信賴して分別収集を目指すべきでしょう。

また、京都市は一〇月から大型ゴミの収集を有料化しようとしています。これは、廃棄に費用負担を課することで、廃棄を抑制しようとするものです。しかし本来の減量方策を採らないままこのような制度を作ることは本末転倒であり、減量化につながるばかりか、不法投機の原因になりかねないものです。

地球温暖化防止の国際会議のホスト都市の名に恥じない、リサイクルの精神を生かした施策をとってほしいものです。



らい予防法が廃止されて

杉本 孝子

●らい予防法の廃止

昨年四月、らい予防法が廃止されました。予防法は、明治四〇年に制定された旧法を昭和二八年に改正したものでした。改正の際、「近き将来改正を期する」との付帯決議がなされていたが、実に四三年かかってようやく廃止されたのです。

私は、裁判所に勤務していた頃、転勤先で療養所の方々と知り合う機会があり、家族ぐるみの交流を続けて十年余になります。

今や、全国一三の国立療養所の患者さんの数は昨年末で約五三〇〇人、平均年齢は七二歳といわれています。療養所の方々から届く最近の便りは、先週も今週

も長年療養生活を共にした病友の昇天が続き、落ち着いていられない、という内容が多い状況です。

●二重の苦しみ

廃止されたらい予防法には、強制入所させる規定はあっても退所の規定はなく、違反に刑罰を科すまでの外出制限規定までありました。このような法のあり方も、病気に對する偏見を助長していました。

しかし、戦後直後に新薬が造られ、不治の病ではなくなりました。感染についても、抵抗力の弱い幼少時に濃厚接触した場合が大部分で、家庭内感染に配慮すれば足りることが疫学的に解明されており、外来治療を主体とし、隔離治療は補

助的なものとすべきであった、といわれています。一九五六年に世界五一カ国が参加して開かれたローマ会議では、結核の如き他の伝染病と同様に扱い、すべての差別待遇的な諸法律は撤廃されるべきであると決議されています。戦後米国の統治下にあった沖縄は、我が国における例外で、通院治療が一般的ということでした。

患者さんは、病気そのものの苦しみの他に、多くの方々が家族との縁も切られて強制隔離され、恐ろしい病気であるとの偏見に生涯さいなまれるという二重の苦しみの中に、長期間省みられなかったのです。

●真の廃止

予防法の廃止に際して、私は京都弁護士会の先生方に、国や国会に提出する要望書に賛同をお願いしたところ、八六名もの先生方がお名前を連ねて下さり、感激いたしました。

予防法が廃止された今、患者さん方が、療養所入所以前の人間関係を実名で回復できることが望まれます。しかし、現実には、法が廃止されたからといって社会の偏見が一挙に解消する訳ではなく、お骨になってようやく故郷に帰れたとか、お墓への納骨すら拒否されたとかの話を目にします。

真の廃止は、社会全体が正しい認識をもつと共に、このような政策を長くとり続けた国がその過ちを反省し、せめて今からでも入所の患者さん方に対する福祉や医療に最善を尽くすことが必須です。

●国保に任意加入を

療養所入所の患者さんにとって、どのような医療を受けられるかはとても重要なことです。しかし、今回の廃止「法」で、入所者を国保加入対象者からはずしていた国民健康保険法の条文をせっかく削除しながら（つまり、いかにも加入で

きることとなったように思える）、厚生省の「規則」で再び入所者を国保対象から除外してしまいました。

入所の患者が国保へ任意加入することは依然不可能のままということです。自主的な診療を受けるには、保険がきかないどころか、結局病気のことを饅頭説明せざるをえず、実際問題受診を困難にしてしまううえ、本来「国民皆保険」のはずにかかわらず、人間回復にはほど遠い気がします。

●私達自身のこと

丁度百年も前にできた伝染病予防法を見直す作業が現在審議されています。らい予防法やエイズ予防法を典型とする、全体の為には患者の人権をなおざりにしがちな我が国の従来の発想が問われております。ハンセン病（旧名らい）の方々のことは、私達一人一人にとっても決して遠い問題ではなく、忘れてはならないことだと思います。

少年法の精神

神戸で大変痛ましい事件が発生し、一四歳の少年が現在少年法に基づき神戸家庭裁判所の審理を受けています。この少年に関しては、非行事実が認定され、最も重い処分を受けたとしても、少年院送致が限度です。被害者やその家族の方々の極限の悲しみを思えば、余りにも割り切れなまでの感想をもつのも当然かと思えます。

しかし、刑法では、そもそも一四歳に達して初めて「罪を犯した（犯罪）」という刑事責任能力が認められるのです。一四歳未満では「法に触れた（触法）」ものでしかないのです。

我が国の少年法は、二〇歳未満の少年を対象としており、第一条に、「少年の健全な育成を期し、非行の

ある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う……ことを目的とする」としています。少年院送致などの保護処分とせず、刑事裁判にかけて成人同様の責任をとらせることも可能ですが、保護処分になじまない例外の場合で、しかも一六歳に達していなければなりません。

このような少年法の精神は、（加害者である少年をいかに手厚く保護しているようではありませんが）少年はたとえ身体的には大きく、また重大な非行があっても、年齢からみれば、何といっても精神的、人格的に未熟であるといわなければならず、それだけに可塑性に富むもので、将来の更生に期待する、との見地に立っているのです。少年自身の問題の他に環境の調整を抜きにできないことも重

要です。被害者感情を抜きにしている訳ではありませんが、これを考慮してもなお、明日を担う世代に対する国や社会の基本的な姿勢として、健全育成の熱意をもって未来に賭けている、といえるでしょう。法のあり方については、性急に考えることなく、永い眼でみていくことが大切だと思います。